平成２３年（フ）第１５６号
熊本市清水新地７丁目１番１―501号　新地団地２Ｃ―１棟―010号
債務者　花園健太郎
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北野　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１２５号
福井県越前市庄町第20号３番地の５　インターワン105、旧住所福井県越前市国高１丁目17番地３
債務者　福田　秋穂
1　決定年月日時　平成23年４月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　乙部幸市郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３３号
兵庫県篠山市東新町175番地１
債務者　牧　小百合
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第５２号
北九州市小倉北区上到津４丁目12―11サンリヤン703号
債務者　神﨑　直一
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１６３号
北九州市門司区上藤松２丁目３番10号
債務者　矢野　幸一
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１８０号
北九州市小倉北区中井２丁目15番５―101号
債務者　原田　豊亘
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１８１号
北九州市小倉北区中井２丁目15番５―101号
債務者　原田　禮子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１９３号
北九州市八幡西区穴生２丁目４番４―201号
債務者　和田　貴子
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１９５号
福岡県遠賀郡水巻町美吉野５番10号
債務者　桑原美由紀（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１９６号
北九州市八幡西区穴生１丁目１番１―101号
債務者　竹内　千夏
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２０９号
北九州市八幡西区南八千代町３番12―1202号
債務者　安田タカミ
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５８号
福島県いわき市好間町下好間字向山26番地の３　雇用促進住宅２―108
債務者　加藤　勝之
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第７８号
北九州市小倉南区田原２丁目13番11号
債務者　村上　　聡
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１３８号
北九州市八幡東区西本町３丁目３番16号
債務者　大屋　佳久
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１８８号
福岡県中間市扇ヶ浦３丁目６番23号
債務者　井上　浩二
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１９９号
北九州市小倉北区片野４丁目17番８―507号
債務者　佐伯　孝史
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２０５号
北九州市八幡西区相生町９番13号　103号
債務者　大崎　欽也
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部